

香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金給付要綱

令和3年10月25日
告示第171号

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症を防止するための、高知県営業時間短縮要請（令和3年5月26日から同年6月20日まで及び同年8月21日から同年9月26日までの間について高知県知事が行うものをいう。以下「時短要請」という。）に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、事業の継続と雇用の維持を支援することを目的とする。

(申請要件)

第2条 給付金の申請要件は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 給付金の給付を申請しようとする対象期間の前月末までに香美市内に事業所等を有し、事業を営んでいる事業者で、中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者であること。ただし、中小法人等については、次のア又はイのいずれかが満たし、かつ、ウからオまでに該当しないこと。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ウ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - エ 政治団体
 - オ 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 給付金の給付を申請する日以後も香美市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 時短要請に伴い、営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があること又は時短要請等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと。
- (4) 対象期間は次のとおりとし、対象期間の事業収入が前年（又は前々年）同月比で20%以上減少していること。
 - ア 令和3年5月
 - イ 令和3年6月
 - ウ 令和3年8月
 - エ 令和3年9月

- (5) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（給付額）

第3条 給付金の給付額は、対象期間における事業収入の減少額とし、各月の上限額は10万円とする。

- 2 前項の規定による給付金の給付額の算定に当たっては、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金（以下「県給付金」という。）の申請要件を満たしている場合は、県給付金の受給額に相当する額を控除するものとする。
- 3 第1項及び前項の規定により算出した給付金の給付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

（給付の申請）

第4条 給付金の給付を申請する者（以下「申請者」という。）は、香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 給付金の申請期間は、令和3年10月28日から令和4年1月21日までとする。
- 3 申請書類に不備等があり、修正又は追加の提出を求めてもなお令和4年2月10日までに適正に更正がなされない場合には、給付の申請を取り下げたものとみなす。

（給付の決定及び不給付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の確認等により、その適否を審査し、香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書（様式第2号）又は香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金不給付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、期限を定めて給付金を返還させることができる。

（整備保管）

第7条 第5条の規定により給付金の給付を受けた事業者は、事業収入に係る帳簿、証拠書類等を給付金の給付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月25日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された給付金については、第6条及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。